

春日井市納税通知書送付用封筒広告掲載募集要項

市が所有する資産を広告媒体として活用し、新たな自主財源を確保するため、春日井市市県民税及び軽自動車税納税通知書送付用封筒に掲載する有料広告を募集する。

1 広告媒体

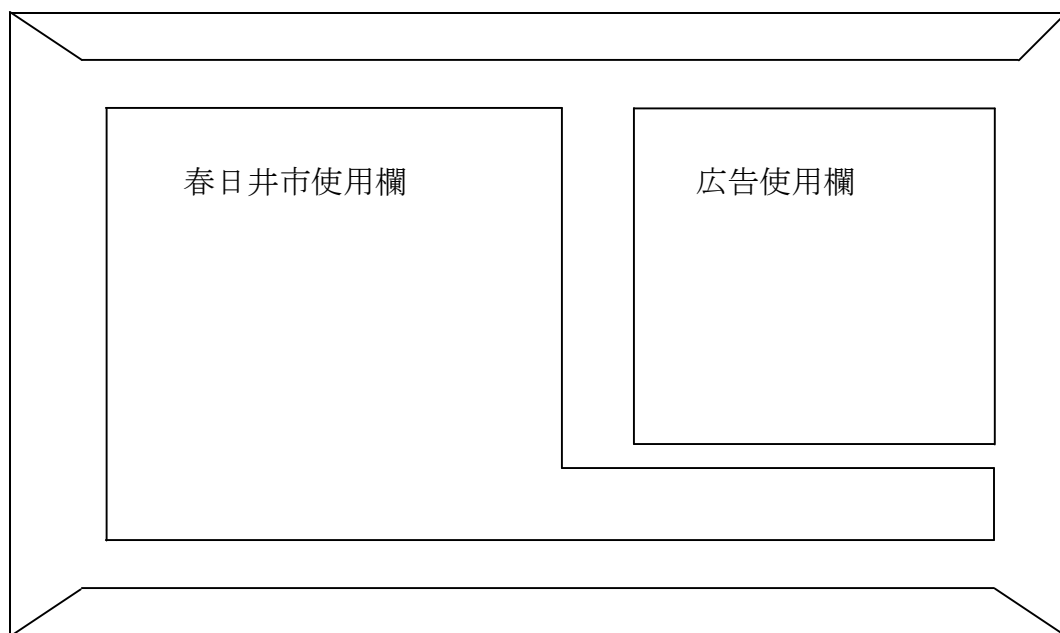
納税通知書送付用封筒

(1) 市民税・県民税納税通知書送付用封筒（当初課税用）

(2) 軽自動車税納税通知書送付用封筒（当初課税用）

2 募集内容

規 格 縦60mm以内、横70mm以内（一色刷、市指定）



枚 数 1 枚 (1) 市民税・県民税納税通知書送付用封筒
(当初課税用) 1 枚
(2) 軽自動車税納税通知書送付用封筒
(当初課税用) 1 枚

掲 載 料 年間100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※市民税・県民税納税通知書送付用封筒及び軽自動車税納税通知書送付用封筒を合わせた掲載料とする。

掲 載 場 所 納税通知書送付用封筒裏面

封筒発送回数 年 1 回

封筒発送時期 (1) 市民税・県民税納税通知書送付用封筒 (当初課税用)
6 月第 1 週

(2) 軽自動車税納税通知書送付用封筒 (当初課税用)
5 月第 1 週

3 封筒発送数

(1) 市民税・県民税納税通知書送付用封筒発送数 63,000 通

(2) 軽自動車税納税通知書送付用封筒発送数 57,000 通

4 選考方法

広告掲載の基準に基づき、広告主と広告内容を審査し決定する。

募集枠を超えて申し込みがあった場合は、抽選とする。

掲載の可否については、後日通知する。

5 応募資格及び広告掲載基準等

応募資格、広告掲載基準等については、春日井市広告掲載要綱に基づくものとする。

6 応募の無効

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とする。

(1) 応募資格に該当しない者が応募したとき。

(2) 市が指示した事項及び応募に関する事項に違反したとき。

7 申込み手続き

(1) 提出書類

春日井市納税通知書送付用封筒広告掲載申込書 (第 1 号様式)

(広告原案を添付すること。)

(2) 申込期間

平成 21 年 1 月 20 日 (火) から平成 21 年 2 月 9 日 (月) まで

(土・日曜日、祝休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。)

(3) 申込場所

春日井市役所財政部市民税課 (春日井市役所 2 階)

(4) 申込方法

市民税課への郵送 (必着) 又は持参。

問い合わせ先 〒486-8686

春日井市鳥居松町 5 丁目 4 4 番地

春日井市財政部市民税課 諸税担当

電話 0568-85-6092